

JAバンクあいちが、  
あなたの子育てを  
しっかりサポートします！

ご契約いただける方

ご契約時点で18歳未満のお子様（出産予定のお子様も含みます。）がいっしょにご両親または扶養者の方

## 子育て応援定期積金

ファミリー積金（ほほえみ）

### ○ご契約期間

1年、2年、3年、4年、5年

### ○ご契約金額

12万円以上

### ○適用利回り

年 0.275%【店頭表示金利+0.05%】  
（税引後 年0.219%）

さらに！

当JAに「児童手当」を振込指定していただいている方には

＜適用利回り＞【店頭表示金利+0.07%】

年 **0.295%**  
（税引後 年0.235%）

## 子育て応援定期貯金

ファミリー定期（ほほえみ）

### ○お預入れ期間

1年・2年（非自動継続スーパー定期 単利型・期日指定定期）

### ○お預入れ金額

10万円以上500万円以下 ※期日指定定期は300万円未満

### ○適用利率

年 0.325%【店頭表示金利+0.05%】  
（税引後 年0.258%）

さらに！

当JAに「児童手当」を振込指定していただいている方には

＜適用利率＞【店頭表示金利+0.07%】

年 **0.345%**  
（税引後 年0.274%）

※ 上記適用金利・税引後金利は、2025年4月1日時点のものです。

#### 【確認書類】

◆ 養育されているお子様を確認するため、「続柄の記載された世帯全員の住民票」、「健康保険証」、「母子手帳」等のお子様を確認できる書類等により確認させていただきます。  
又、児童手当を当JAに指定していることがわかる書類又は、振込が確認できる通帳等をご用意願います。

#### 【ご契約にあたって】

◆ お預入は、一人1店舗のみ ※他の金利上乘せや、キャンペーンとの併用はできません。

- 子育て応援定期積金はスーパー積金で取り扱います。 ● 定期貯金の場合は、「総合口座通帳」または「定期貯金通帳」のみの受入とします。
- 金利適用期間中に中途解約される場合は、上記の金利は適用されず、お預入日から解約日まで、当JA所定の中途解約利率が適用されます。
- 金利環境等の変化により、商品内容を変更したり、取扱いを中止することがあります。
- 店頭・当組合ホームページに商品概要説明書をご用意しております。

お問い合わせは、お近くのJA尾張中央の本店  
または支店窓口までお気軽にどうぞ。

 **JA尾張中央**

営業課 ☎ 47-5630  
味岡支店 ☎ 77-2275  
春日井支店 ☎ 31-3442  
高蔵寺支店 ☎ 51-1212

小牧支店 ☎ 77-5112  
篠岡支店 ☎ 79-8115  
田楽支店 ☎ 31-1611  
不二支店 ☎ 51-2718

西支店 ☎ 73-9551  
豊場支店 ☎ 28-0002  
関田支店 ☎ 81-3445

北里支店 ☎ 77-1255  
春日井中央支店 ☎ 81-3446  
上条支店 ☎ 81-3444

小木支店 ☎ 76-2468  
味美支店 ☎ 31-3443  
坂下支店 ☎ 88-0046

JAとお取引のない方も一度ご相談ください。

(令和7年4月1日現在)

| 商品名(愛称)                    |            | 子育て応援定期積金 (愛称:ファミリー積金(ほほえみ))                                                                                                                                                                                |
|----------------------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 販売対象                       |            | ご契約時点で、18歳未満のお子様(出産予定のお子様も含みます。)がいらっしゃる親または扶養者とします。                                                                                                                                                         |
| 期 間                        |            | 1年、2年、3年、4年または5年とします。                                                                                                                                                                                       |
| 掛<br>込<br>方<br>法<br>等      | 掛込方法       | 契約期間内で掛金を分割掛け込みします。                                                                                                                                                                                         |
|                            | 掛込間隔       | 毎月または2か月のいずれかとします。                                                                                                                                                                                          |
|                            | 掛込金額       | 1回当たり1,000円以上とします。                                                                                                                                                                                          |
|                            | 掛込単位       | 1円単位とします。                                                                                                                                                                                                   |
| 支払方法                       |            | 満期日以後に一括して支払います。                                                                                                                                                                                            |
| 給付契約金                      |            | 12万円以上とします。                                                                                                                                                                                                 |
| 給<br>付<br>補<br>て<br>ん<br>金 | 適用利回り      | 契約時の約定利回りを満期日まで適用します。                                                                                                                                                                                       |
|                            | 支払頻度       | 満期日以後に一括して支払います。                                                                                                                                                                                            |
|                            | 計算方法       | 計算単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。                                                                                                                                                                   |
|                            | 税 金        | 20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。                                                                                                                                                                         |
|                            | 利回り情報の入手方法 | 金利(約定利回り)については、窓口にお問い合わせください。                                                                                                                                                                               |
| 手数料                        |            | —                                                                                                                                                                                                           |
| 付加できる特約事項                  |            | ・ 普通貯金等からの自動振替による掛込みができます。<br>・ 預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。                                                                                                                                               |
| 中途解約時の取扱い                  |            | 満期日前に解約する場合は、初回掛込日から解約日までの期間により、当JA所定の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。                                                                                                                            |
| 貯金保険制度(公的制度)               |            | 保護対象                                                                                                                                                                                                        |
| 苦情処理措置および<br>紛争解決措置の内容     |            | 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本店(所)または金融共済部(電話:0568-47-5618)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、愛知県農業協同組合中央会が設置・運営する愛知県JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 |
|                            |            | 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部または愛知県JAバンク相談所にお申し出ください。愛知県弁護士会本部 (電話:052-203-1777)、愛知県弁護士会西三河支部(電話:0564-54-9449)                                                                     |
| その他参考となる事項                 |            | ・ 払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか、または契約時の約定利回り(年365日の日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。<br>・ 掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。<br>・ 満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率により計算します。                                       |

(令和7年4月1日現在)

| 商品名(愛称)                |           | 子育て応援定期貯金 (愛称:ファミリー定期(ほほえみ))                                                                                                                                                                                |
|------------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 販売対象                   |           | ご契約時点で、18歳未満のお子様(出産予定のお子様も含みます。)がいらっしゃる親または扶養者とします。                                                                                                                                                         |
| 期 間                    |           | 定型方式 スーパー定期(単利型)1年・2年。<br>期日指定方式 期日指定型定期1年超2年未満。                                                                                                                                                            |
| 預<br>入<br>方<br>法<br>等  | 預入方法      | 一括預入れとします。                                                                                                                                                                                                  |
|                        | 預入金額      | 10万円以上500万円以下とします。※期日指定型定期貯金については、預入金額300万円未満とします。                                                                                                                                                          |
|                        | 預入単位      | 1円単位とします。                                                                                                                                                                                                   |
| 払戻方法                   |           | 満期日以後に一括して払い戻します。                                                                                                                                                                                           |
| 利<br>息                 | 適用金利      | 預入時の約定利率を満期日まで適用します。                                                                                                                                                                                        |
|                        | 利払頻度      | 満期日以後に一括して支払います                                                                                                                                                                                             |
|                        | 計算方法      | 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算とします。                                                                                                                                                                               |
|                        | 税 金       | 20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。                                                                                                                                                                         |
|                        | 金利情報の入手方法 | 金利については、窓口にお問い合わせください。                                                                                                                                                                                      |
| 手数料                    |           | —                                                                                                                                                                                                           |
| 付加できる特約事項              |           | マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。                                                                                                                                                                       |
| 中途解約時の取扱い              |           | 満期日前に解約する場合、その利息は、預入期間および預入日から解約日までの期間に応じて、当JA所定の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに支払います。                                                                                                                     |
| 貯金保険制度(公的制度)           |           | 保護対象                                                                                                                                                                                                        |
| 苦情処理措置および<br>紛争解決措置の内容 |           | 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本店(所)または金融共済部(電話:0568-47-5618)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、愛知県農業協同組合中央会が設置・運営する愛知県JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 |
|                        |           | 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部または愛知県JAバンク相談所にお申し出ください。愛知県弁護士会本部 (電話:052-203-1777)、愛知県弁護士会西三河支部(電話:0564-54-9449)                                                                     |
| その他参考となる事項             |           | 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。                                                                                                                                                                    |